

令和8年4月17日

各小・中・特別支援学校保護者様

川越市長 森田 初恵
(公 印 省 略)

学校給食費の無償化について（お知らせ）

日頃より学校給食事業にご理解、ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。
当市におきまして、下記のとおり学校給食費の無償化を開始いたしますので、お知らせいたします。

記

1 学校給食費の無償化の概要

保護者負担の軽減対策として、令和8年4月分から川越市立小・中・特別支援学校において、学校給食費の無償化を実施いたします。

また、対象となる児童又は生徒の保護者の方からの申請を受けて、学校給食代替支援金を支給いたします。

なお、生活保護（教育扶助）において学校給食費の給付を受け、既に無償になっている対象の方については、対象となりません。

2 学校給食費の無償化について

（1）対象者

- ・川越市立小学校に在籍している児童の保護者の方。
- ・川越市立中学校及び特別支援学校に在籍している市内在住の生徒の保護者の方。

（2）無償化の1人当たりの金額（月額）

- ・小学校 5,200円
- ・中学校・特別支援学校 6,300円

※減額等により、給食費が定額に満たない場合は、減額後の額となります。

（3）手続きについて

- ・特に必要ありません。

3 学校給食代替支援金について

(1) 支給対象者

・各月 1 日時点で、次の①から③のいずれかに該当する方

① 川越市立小・中・特別支援学校に在籍し、**学校が認めた食物アレルギー・宗教上等の理由**により学校給食を喫食せず、代替弁当を持参する児童及び市内在住の生徒の保護者の方。

※給食を一部でも喫食した月は、その月は支援金支給の対象外となります。

※学校が認めたというのは、「詳細な献立表（通常食用）/弁当対応申請書」を学校に提出していることです。

②教育事務委託学校に就学している市内在住の児童又は生徒の保護者の方。

③区域外就学で他市町村の市町村立学校に就学している川越市が把握している市内在住の児童又は生徒の保護者の方。

(2) 支援金の額

①弁当持参

- ・小学校 5,200 円
- ・中学校・特別支援学校 6,300 円

②教育事務委託及び区域外就学

保護者が負担する学校給食費相当額。

③保護者が国又は地方公共団体から学校給食費の全部又は一部の扶助、補助又は援助を受けた場合には、それぞれの金額を差し引くこととなります。

④支援金の額の算定の期間

当該年度の 4 月分から 3 月分（8 月分は除く）

⑤支援金の計算

当該支援金×支援月

(3) 交付時期

次年度の 4 月中旬から 4 月末日

(4) 交付の方法

口座振込

(5) 申請について

①支援金の交付を受けようとする支援対象者の方は、**川越市学校給食代替支援金交付申請書(様式第 1 号)**に必要な書類を添えて、5 月 1 日から 6 月末日（末日が土・日曜日・祝日の場合は翌開庁日）まで市長に提出する必要があります。

※転入等による年度途中より支援を受けようとする保護者の方は、学校給食課が対象の事実を確認した後に、申請書を郵送しますので、記載の指定期日までに提出してください。

②申請に必要な書類

ア 川越市学校給食代替支援金交付申請書（様式第1号）

イ 添付書類

（ア）川越市立小・中・特別支援学校に在籍し、食物アレルギー等の理由により、学校給食を喫食せず、代替弁当を持参する児童又は市内在住の生徒の保護者の方の添付書類は「なし」です。

（イ）教育委託事務の学校に就学している市内在住の児童又は生徒の保護者の方

学校への在籍を証明する書類（例；学校発行の在籍証明、学生証の写し等）

（ウ）区域外就学の学校に就学している市内在住の児童又は生徒の保護者の方

学校への在籍を証明する書類（例；学校発行の在籍証明、学生証の写し等）

（6）手続方法

① 電子申請

ご案内に記載のQRコードまたはホームページの「川越市学校給食代替支援金交付申請書」フォームよりお申し込みください。

↓ 電子申請はこちらから



（電子申請 URL）

<https://logoform.jp/form/6bSV/1533108>

※使用期間は 5月1日から6月末日（末日が土・日曜日・祝日の場合は翌開庁日）となります。

② 窓口…必要書類を揃えていただき、学校給食課へ提出してください。

③ 郵送…必要書類を揃えていただき、学校給食課へ郵送してください（期限内の消印有効）。

送付先 〒350-0832 川越市大字菅間18番地9

学校給食課 学校給食費担当

担当 川越市学校教育課学校給食課
学校給食費担当

電話 049-223-3039